

任意継続被保険者の健康保険料納付について

三菱製鋼健康保険組合

I. 保険料納入方法について

①基本的に月単位で納入して頂きます。

任意継続に加入した最初（1ヶ月目および2ヶ月目）の保険料は、当健保組合が発行した専用「納付書」にて各月納付期限まで銀行窓口からお支払い下さい。なお、最初に2ヶ月分まとめて支払って頂いても構いません。

※月の途中で資格取得された方については、事務処理の都合上3ヶ月分の納付書をお渡しすることがあります。

②3ヶ月目保険料より「預金口座自動振替」となります。

3ヶ月目から毎月一定日に保険料が預金口座から自動的に引落とされる制度です。この制度の利点として、

◇最初に手続きするだけで、後はわざわざ振込みのために銀行等に出向いて行く必要がなくなること。

◇払込み忘れによる資格喪失が防止できること。

当月分を当月10日迄に払込みが行われないと、その翌日に資格喪失となります。

◇自動振替の手数料は銀行振込み手数料に比べ低料金なこと。

など、みなさんの負担が非常に少なくなります。

つきましては、「**預金口座振替依頼書**」をお渡ししますので、お客様用欄および金融機関用欄に必要事項を記入し、銀行届出印（4ヶ所）を鮮明に押印のうえ、**当健保組合に提出**して下さい。なお、提出期限は退職日までにお願ひします。また、退職後の提出になる場合は、10日以内に当健保組合必着で郵送して下さい。

③保険料前納制度があります。健康保険法第165条により将来の一定期間分（年度内で半期または1年）をまとめて納付することで若干の保険料の割引が受けられる制度です。ご希望される方は、健康保険組合にお問い合わせください。

II. 新保険証の発行について

当健保組合にて1ヶ月目保険料の納入が確認でき次第、新しい保険証を発行します。従って、現在使用中の保険証は、退職時（または新保険証到着後）すみやかに返却して下さい。

III. 預金口座振替制度の取扱い要領

①取扱い金融機関

（1）全国にある金融機関（預金口座依頼書の提携金融機関一覧をご参照）の被保険者名義の預金口座を指定して下さい。

ただし、**郵便局は取り扱いません。**

（2）口座振替分は、通帳の摘要欄に「メイジヤスダシステムテクノロジー」または「セイコウケンポ」と印字されますので、領収書の発行は省略させていただきます。

②口座振替日（引落日）

皆さんの保険料は、明治安田システムテクノロジー(株)がとりまとめる関係から、本来の納付期限（毎月10日）より早めに皆さんの口座から振替られます。実際の振替日は**前月の27日**（休業日の場合は翌営業日）に口座振替致しますので、**口座振替に必要な金額は振替日前日の26日までに指定口座にご準備下さい。**

③口座振替の手数料

口座振替に要する手数料は、被保険者にてご負担頂きます。このため、1口座あたり**振替手数料180円（消費税別）を保険料に加えた金額が振替られます。**

④この制度の実施日

この「預金口座振替依頼書」を提出した月を含めて、原則として3ヶ月目の保険料から実施致します。

例えば、4月に提出した場合は、6月分保険料（口座振替は5月27日）から実施します。

⑤脱退・住所等変更の連絡

脱退は、他の健康保険・船員保険の被保険者になったとき、被保険者が死亡したとき、保険料を納付期限までに納付しないとき、と限られており任意にできません。

再就職された場合、**資格喪失申出書と保険証・再就職先の保険証のコピー（または資格取得証明）を郵送下さい。**

なお、住所等の変更についても速やかにご連絡下さい。

以 上